

## 魚津市告示第30号

魚津市ふるさと寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和2年3月26日

魚津市長 村椿 晃

### 1 収納の事務を委託した者

法人名	所在地	代表者名
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号	代表取締役 藤井 宏明
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	代表取締役 川村 憲一

### 2 委託した事務の範囲

魚津市ふるさと寄附金の収納事務

### 3 委託した期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 4 収納の方法

インターネット等による公金支払の方法により収納する。